

東日本大震災により被災した方に対する個人事業税の減免について

このたびの東日本大震災により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

事業用資産や住宅・家財に損害を受けて、次の要件を満たす場合には、申請により平成23年に課税される個人事業税の全額又は一部の軽減を受けられることがありますので、お近くの県税事務所までご相談下さい。

被災財産	対象事業者の平成22年の所得	被災財産の損害の割合	減免の割合
事業用資産	事業所得 500 万円以下	1/2 以上	年税額全額
	事業所得 750 万円以下		年税額の 1/2
	事業所得 1,000 万円以下		年税額の 1/4
住宅・家財	合計所得金額 500 万円以下	3/10 以上 5/10 未満	年税額の 1/4
		5/10 以上	年税額の 1/2

※ 事業用資産と住宅・家財のどちらにも損害を受けた場合は、減免の割合が大きいほうで申請してください。

※ なお、塀、書画及び骨董類などは住宅、家財には含まれません。

■ 申請期限

納税通知書記載の納期限

※ 期限までに申請できない場合にはご相談下さい。

■ 申請先

管轄の県税事務所

(連絡先は裏面にあります。)

■ 提出書類

申請時までには書類がそろわない場合にはご相談下さい

必要となる書類		事業用資産の被災	住宅・家財の被災
個人事業税災害減免申請書 ※ (←クリックしてダウンロード)		○	○
添付書類	市町村等の公的機関の発行する災害証明書 (全壊、大規模半壊、半壊等のり災の程度が記載されているもの)	○	○
	事業所得の確認できる書類 (確定申告書、青色申告決算書等)	○	
	事業用資産の被災時の価格が確認できる書類 (減価償却一覧表等)	○	
	総所得の確認できる書類 (市町村の発行する合計所得証明書等)		○
	住宅・家財の被災時の価格が確認できる書類 (市町村の発行する固定資産価格証明書、固定資産税の納税通知書等)		○
	災害に関連して支出した額のわかる書類 (領収書、見積書等)	◇	◇
	保険金等の支払いを受けた金額のわかる書類	◇	◇
その他県税事務所から求められた書類	◇	◇	

○・・・必ず提出するもの ◇・・・必要に応じて提出するもの (災害関連支出、保険金がない場合は必要ありません。)

※ 「個人事業税災害減免申請書」は県税事務所窓口又は県税 (茨城県総務部税務課) のホームページ

(<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/0028/0028n0060.htm>) から入手できます。

■ 減免額の決定

申請を受けて内容を精査し、減免が決定した場合には、減免決定通知書をお送りいたします。減免の決定には1～2ヶ月ほどかかりますので、第1期分の税金については納付いただきますようお願いいたします。

※ 所得税において震災の特例を受けるために税務署に更正の請求をし、所得税が減額決定された場合には、個人事業税も減額される場合があります。

損害割合の算定方法

【基本算式】

$$\text{損失金額} = \text{被災直前の価格} - \text{被災後の価格（時価）} + \text{災害に関連するやむを得ない支出 ※} - \text{保険金等で補てんされる部分の金額}$$

※災害による土砂、障害物等を除去するための費用、事業用資産の原状回復のための修繕費、事業用資産の損壊又は価値の減少を防止するための費用等。

1. 事業用資産の被災の場合

事業所得が1,000万円以下の方で、事業用資産の損害割合が1/2以上の場合には、所得に応じて減免を受けられます。

（例1）製造業を営むAさんの場合

【事業所得】	720万円	
【事業用資産】	(被災前の価格※)	(被災後の価格)
工場	1,000万円	→ 震災により半壊 500万円
機械	300万円	→ 被害を受けて修理した 300万円
工具	50万円	→ 被害なし 50万円
計	1,350万円	計 850万円

※被災当時の未償却残高の額。

【災害関連支出】 機械の修理費用 450万円
津波により工場内にたまった土砂を除去した費用 100万円

【保険金】 100万円
(被災前の価格) (被災後の価格) (災害関連支出) (保険金補てん額)

損失金額：1,350万円 - (500 + 300 + 50)万円 + (450 + 100)万円 - 100万円 = 950万円

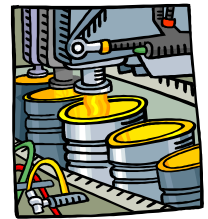
損害割合：950万円 ÷ 1,350万円 ≈ 0.70

被災事業用資産の損害の割合が1/2以上であり、事業所得750万円以下であることから、個人事業税の年税額の1/2が減免されます。

（注）事業用資産は被災したものだけでなく、帳簿上のすべての資産になります。

[減免申請書記載例はこちら](#)

ここでは便宜的にAさんの事業用資産は工場、機械、工具のみとしています。



※ り災証明書での損害割合

り災証明書の被災の程度	損害割合	被災後の価格
全壊（大規模半壊含む）	被災前の1/2以上	0
半壊	被災前の1/2	1/2

※ 一部損壊のり災証明書の場合には、修繕費等を勘案して算定します。

2. 住宅・家財の被災の場合

合計所得金額が500万円以下の方で、住宅・家財の損害割合が3/10以上の場合には損害割合に応じて減免を受けられます。

（例2）事業用資産に大きな損害はなかったが、住宅に半壊のり災証明書が出ているBさんの場合

【合計所得金額】 450万円
【住宅】 (被災前の価格) 860万円 → (被災後の価格) 430万円
【災害関連支出】 なし
【保険金の額】 30万円

(被災前の価格) (被災後の価格) (災害関連支出) (保険金補てん額)

損失金額：860万円 - 430万円 + 0円 - 30万円 = 400万円

損害割合：400万円 ÷ 860万円 ≈ 0.47

損害割合が3/10以上5/10未満であり、合計所得金額が500万円以下であることから、個人事業税の年税額の1/4が減免されます。

[減免申請書記載例はこちら](#)



★ ご不明な点はお近くの県税事務所までお問い合わせ下さい。

水戸県税事務所	TEL 029-221-4800	土浦県税事務所	TEL 029-822-7212
常陸太田県税事務所	TEL 029-480-3311	稲敷支所	TEL 029-892-6111
高萩支所	TEL 0293-22-2019	筑西県税事務所	TEL 0296-24-9192
行方県税事務所	TEL 0299-72-0483	境支所	TEL 0280-87-1120